

# 【産業保健と法】無料セミナー 確かな法律知識に基づいて現場問題の解決を図る ～第一人者と語る産業保健の法律論～

講師 近畿大学法学部 三柴 丈典 教授

## 開催趣旨

近年、職場ではメンタルヘルス、ハラスメントなどの他労使間のトラブル、働き方改革などの改正法への対応に伴う諸問題など、人事労務担当者や産業保健職に課せられた課題や負担が大きくなっています。

そうした現状を鑑み、法令順守のみならず、最新かつ有用な法律知識の解釈・運用法を学ぶことで、現場での問題解決あるいはトラブルの未然防止を図れるようにするために多職種で学べる講座を定期開催することとなりました。

講師には産業保健に関わる法律論の第一人者である近畿大学法学部教授 三柴丈典先生をお迎えいたします。現場に即した法律論はもとより、最新の情報や生でしか聞けない本音トークも交え、分かりやすく、今必要な法知識を身につけることができます。

さらに、今後の産業保健の在り方において必要な多職種連携の観点から、講座だけでなく懇親会を通じた受講生同士の交流促進にもつなげて参りたいと思います。

皆様のご参加お待ちしております。

## 第1回 典型的な問題事例と解説

～採用とメンタルヘルスの問題を含む～



産業医が、パーソナリティの問題がうかがわれる休職者の復職を不可としたことで、退職となった労働者が会社と産業医を相手方として訴訟を提起したという、実際の事例をモデルとした想定事例を素材として、関連する法知識について学んで頂きます。

採用時の応募者のプライバシー、社内での悪口の言いふらし、懇親会でのハラスメント、職場でのハラスメント、会議での悪口、産業医面談の半強制、産業医による行きすぎた発言、社内での産業医と上司間での健康情報の共有、主治医と産業医の見解が相違したことによる傷病手当金打ち切りと無給状態の発生などに関わる法知識にも触れる予定です。

## 第1回 典型的な問題事例と解説～採用とメンタルヘルスの問題を含む～

日時：2020年4月10日(金)18時30分～20時50分頃(18時開場)

※21時～別会場にて懇親会あり(4000円)

会場：TKPガーデンシティ仙台AER30B

仙台市青葉区中央1-3-1AER30階

受講料：無料 ※当日、名刺をご提出下さい

対象：産業医、産業保健師・看護師、社労士、

カウンセラー、人事労務担当者など産業保健に

関わる方はどなたでもご参加下さい。



お申込み・お問合せはメールで

事務局：合同会社メディカルロゼ

(仙台商務所)

info@medicalrose.co.jp

〒980-8485

仙台市青葉区中央1-2-3仙台マーク19階

☎022-208-9343

主催：一般社団法人産業保健法学会

協賛：一般社団法人

日本産業カウンセラー協会 東北支部

医療法人仁泉会 みやぎ健診プラザ

WAKコンサルティング株式会社

有限会社マイルストーン

後援：産業保健法学会設立準備委員会

※日本医師会認定産業医更新単位申請予定

## 今後の講座予定

各回 18時30分～20時30分



### 第2回 7月17日 本音ベースのハラスメント防止策

ハラスメント、特にパワーハラスメント（モラルハラスメント）に関する法律論について、主要な裁判例や数多くの実例をもとに、実務上の留意点を解説します

### 第3回 10月2日 健康情報の取り扱いと法

健康情報の取扱いについて、関係法令や行政が示してきた考え方の要点を示し、実務上起こりえる疑問点について解説します

### 第4回 12月18日 難治性疾患の罹患者を働かせてよいか ～てんかん、糖尿病、脳血管疾患etc.～ + 質疑応答

現在、一方では、障害者雇用促進法の改正等により、事業者に対する難治性疾患の罹患者への就労支援の要求がかかり、他方では、高齢者雇用安定法の改正や人口構成の高齢化等により、その対象が増える傾向にあります。そこで、法的に求められる合理的配慮の内容について学びます

また、事前に収集した参加者からのご質問への回答も行います

※第1回、第4回は終了後に懇親会あり(お申込時に懇親会参加の可否をお知らせ下さい)

## 講師略歴

近畿大学法学部 三柴丈典先生

1971年生まれ。1999年に一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(法学)。2000年近畿大学法学部に奉職し、2012年より同教授。専門は労働法、産業保健法。2011年4月より厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会公益代表委員。2014年7月衆議院厚生労働委員会参考人。産業保健・安全衛生法に関する著書や論文を多数執筆している。2020年春にUKのRoutledgeで研究書を発刊予定。2020年11月に産業保健法学会を設立予定。



## 一般社団法人産業保健法学会

本研究会は、2012年11月に設立された産業保健法務研究研修センター(OSHLSC略称:産業保健)を前身として、2015年2月に設立された学術団体です。略称は産保法研(サンポホウケン)です。2020年11月には、**産業保健法学会**として再編予定です。

産業保健法学は、既存の法学の蓄積を基礎として、労働者の業務に関わる失調(健康不全)の未然防止と、実際に生じた場合の適正な問題解決のための法政策・解釈論や、それにとどまらない具体的方策を学際的に探究する新たな領域です。産業保健法学会は、産業保健法学会の活動経験を基礎に、関係学会と連携して、先端知識の開発と教授、種々の情報交換、人的交流を通じ、上記領域の体系化と展開を図ることを目的とします。

～産業保健法学会と産業保健法学会(設立準備委員会)は、  
(一財)日本予防医学協会の事務局支援を受けています～

